

に関するリスクや賃金、運用収益の変動のリスクは常につきまとう。経済状況が常に良くなる社会においてはそれらのリスクはあまり意識されないかもしれないが、我が国の経済状況が高度経済成長期のように常に良くなるとは考えられず、それ故、人々がそれらのリスクに対して敏感に反応しているのかもしれない。今後は格差に関して主観レベルまたは健康状態等のリスクも考慮して分析するのも一つの研究の方向性かもしれない。

参考文献

- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale, and Laurence J. Kotlikoff (1991) "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford, ed., *Tax Policy and the Economy*, MIT Press, pp.55-110.
- Auerbach, Alan J. and Laurence J. Ktolikoff (1987) *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge University Press.
- Becker, Gary S. and Kevin Murphy (1988) "The Family and the State," *Journal of Law and Economics*, 21, pp.1-18
- DiNardo, John, Nicole M. Fortin, and Thomas Lemieux (1996) "Labor Market Institutions and the Distribution of Wages, 1973-1992: A Semiparametric Approach," *Econometrica*, 64(5), pp.1001-1004.
- Feldstein, Martin and Elena, Ranguelova (2001) "Individual Risk in an Investment-Based Social Security System," *American Economic Review*, Vol.91, No.4, pp.1116-1125.
- Mitchell, Olivia S., James F. Poterba, Mark J. Warshawsky and Jeffrey R. Brown (1999) "New Evidence on the Money's Worth of Individual Annuities." *American Economic Review*, Vol.89, No.5, pp.1299-1318.
- 大竹文雄・斉藤誠 (1999) 「所得不平等化の背景とその政策的含意—年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第 35 巻第 1 号 pp.65-76.
- 橘木俊詔 (1998) 『日本の経済格差』岩波書店

所得格差と世代間の公平性を考慮した
社会保障財政の方向性

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部部長

金子 能宏

所得格差と世代間の公平性を考慮した社会保障財政の方向性

金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

1. 社会保障財政の機能と役割

国の財政とは、憲法により主権者とされる国民の意思を直接民主制または間接民主制などを通じて反映する政府が、国民が平和な国際関係の中で健康で豊かな生活を営むための経済的・社会的・文化的な条件を整えるための公共サービスや所得移転を行うとともに、その財源を賄うために納税の義務を負う国民に租税や公共料金を求めたり、税収が不足する場合に国債を発行したりする経済的な営みである。このような財政には、公共サービスの提供に関わる資源配分、国民の間の不平等を是正する所得再分配政策、国民の経済的な豊かさを支える経済成長・経済安定政策、国民の暮らしや健康におけるリスクに備えるセーフティネットの役割がある。

公共サービスには、公共財と呼ばれる国防、外交、治安、義務教育、公衆衛生などその便益が及ぶ範囲が国民全般に及ぶものと、便益の及ぶ範囲が個人と社会の双方にわたるものがある。後者は、たとえば医療サービスにおいて、医療を受けると本人が健康になり稼働能力が上がって所得が増える個人的な便益と、感染症の減少による地域・社会の健康状態の向上や所得上昇による食生活の改善による家族ひいては子供や次世代の健康という社会的便益があることから、準公共財あるいは価値財 (merit goods) と呼ばれる。

このような医療サービスは、病気になりがちな人と健康な人とがいる現実のもとでは、民間の医療保険だけでは必ずしもうまく提供されないことが知られている。その一例は、本人の方が民間の保険会社よりもよりよく健康状態を把握しているという情報の非対称性がある場合に、民間では医療保険が提供できなくなる場合である。情報の非対称性があると、保険会社は病気になりがちな人とそうでない人に別々の保険料を設定すること（分離均衡）ができなくなり、両方に同じ保険料を求めること（一括均衡）になるが、そうすると病気になりにくい人は自分にとって高めになるために、このような保険料を払わなければならない医療保険から退出して、病気になりがちな人が保険に残るが、そうすると医療保険の支出が収入を上回るので保険料が上がり、それがまた病気になりにくい人の退出を招いて（逆選択）、結果的に医療保険を保険会社が提供できなくなってしまう。このように、医療サービスでは、情報の非対称性のもとで逆選択が起こると市場で保険によってサービスを賄うことができない市場の失敗が起こる場合がある。

医療サービスと関連して引退後の所得保障になる年金制度でも、情報の非対称性のもとでの逆選択によって、民間の保険では必ずしも十分に年金が提供できないことが起こる。なぜならば、民間の保険会社は、心臓病や脳卒中にかかりやすくなる生活習慣病をどの程度持っているかは本人よりも詳しく知り得ないという情報の非対称性があれば、平均余命よりも短命の可能性のある生活習慣病を持つ人と平均余命よりも長生きする可能性のある生活習慣病を持たない人と同じ保険料をかけると、短命の人は年金受給期間が短い受給期間に比べて高めの保険料を払うことになるため、退出する傾向が生じる。すると、生活習慣病のない長生きする可能性のある人が年金保険に残り年金受給期間が延びることに対応して保険料が上がり、再び短命の可能性のある人が割高になるため退出して、ついには年金保険財政が維持できなくなってしまうからである。

しかし、人々が暮らしていく上で、病気になるリスクや長生きして自分が貯蓄した資産だけでは暮らせなくなるリスクがあることは事実である。したがって、医療保険や年金保険のニーズは国民一人一人に生じることになり、一人一人が異なり国民全体では多様性があってもこれらのニーズに応えていくために、政府あるいはその基準を満たすものが保険者となって保険料収入とその支出に責任をとる社会保険として医療保険と年金保険が提供されることになる。これが、社会保障財政において、セーフティネットとして医療保険や年金保険が存在し、機能する理由である。このような理由は介護保険にも当てはまる。

セーフティネットの役割を果たす政府が提供する年金保険すなわち公的年金保険や、失業保険、公的扶助は所得再分配機能を持っている。年金保険は、どの生まれ年の人も勤労期間の保険料収入が引退期間の年金給付額に一致するように運営される完全な積立方式でない限り、現役世代の保険料収入の一部がすでに引退している年金受給者の給付を賄うために支出される賦課方式の部分があるために、現役世代から引退した世代への所得移転がある。失業保険では、働いている人々の保険料収入が失業している人の給付に当てられる所得移転が生じている。倒産・廃業や健康上の理由などやむを得ない理由があつて所得を

得られなくなった人々に対する生活保護については、税収による一般財源が生活保護の手に充当される形で、所得再分配が行われている。

社会保障財政において、経済成長・経済安定と関連する制度は、失業保険である。これは、好況期には雇用者が増えて保険料収入と積立金が増加するが失業保険給付は減少するため、政府支出の減少についてはインフレを防止する要因となる反面、不況期には雇用者数が減少し失業者が増えるため失業給付が増加し、政府支出の増加については有効需要の増大をもたらすことになる。このような仕組みは経済安定のためのビルトイン・スタビライザーと呼ばれている。さらに、経済のグローバル化（国際化）の中で、企業の対外進出と人々が国際的に移動して働く機会が増えると、就業期間に日本とアメリカとの間や日本とヨーロッパ諸国の間で複数の会社や事業所で働く機会も増えることになる。人々が国際的に移動して働いても、引退後に豊かな生活を送れるためには、国内で働き続けた人と遜色ない年金給付が受けられることが必要であり、企業にとっても年金保険料が無駄にならないことが望ましい。したがって、今日、グローバル化する経済環境のもとで企業活動や人々の暮らしを支えるために、年金通算制度の拡充が図られている。

2. 少子高齢化が社会保障財政に及ぼす影響

2. 1 社会保障支出の増大と経済成長・所得格差への影響

OECD では、社会保障の動向を国際比較する一つの指標として、年金・医療や生活保護、児童手当などの移転と福祉サービス等の費用からなる社会保障給付費に施設整備費などの直接個人に移転されない費用を加えた社会支出 (Social Expenditure) を公表している (OECD Social Expenditure Database 2001)。これに基づいて、国民所得が国際比較できる 1998 年で、社会支出が国民所得に占める割合を見ると、上に述べたように人口に占める高齢者の割合が増加して¹⁾、年金給付や医療給付の支出も増加したため (図 1)、日本の比率はヨーロッパ諸国よりも低い²⁾が、アメリカよりも若干高い値となっている (表 1)。これに対して、社会保障負担が国民所得に占める割合は、ドイツ、スウェーデンと比べると低い³⁾が、アメリカとほぼ同じ水準である (表 1)。ただし、財政赤字を将来返すための租税負担を考慮した潜在的国民負担率で見ると、アメリカよりも高い水準にある。

図 1 社会保障給付費の部門別推移

表 1 社会保障給付費と社会保障負担の国民所得に占める割合

少子高齢化は社会保障支出の増加をもたらすのに対して、生産年齢人口割合の低下は、引退した世代に対する一人当たり給付費を一定とすれば、勤労者世代一人当たりの社会保障負担が増加し続けることを意味する。実際、我が国の合計特殊出生率は、1970 年では人口置換率に近い 2.13 だったが、2001 年には 1.31 にまで低下した。その結果、2000 年の国勢調査によれば、日本の総人口 1 億 2,815 万人に占める 65 歳以上高齢者の割合、年少人口の割合、生産年齢人口の割合はそれぞれ 17.4%、14.6%、68.1%だったが、総人口に占める高齢者の割合は今後も増加して、2014 年には 25% 台に達し、日本の人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上人口となることが予測されている⁴⁾。このような少子高齢化の進展により、年金・医療・介護・子育て支援の福祉などの給付費が現行の制度を前提に、物価上昇率や賃金上昇率などあり得べき場合を想定して推計すると、社会保障給付費は図 2 のように 2025 年には現在の約 1.5 倍になると推計されている。

図 2 社会保障の負担と給付の対国民所得比の推移

少子高齢化により、財政に占める社会保障給付費の割合が高まることは、経済安定・成長に寄与するその他の財政手段、たとえば社会資本整備や科学技術開発のための研究費への補助、あるいは設備投資を促す優遇税制の財源が不足することにつながる。したがって、少子高齢化による社会保障支出の増加とこれを賄うための国民負担率の上昇は、経済成長率に負の影響を及ぼす可能性が指摘されている (「平成 15 年経済財政白書」(内閣府) 第 3-3-6 図)。

*1 高齢者の割合の推移に加えて、年少人口と生産年齢人口の推移も含む年齢 3 区分別人口割合の推移 (中位推計) については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の全国将来推計人口 (2002 年 1 月推計)」<http://www.ipss.go.jp/Japanese/newest02/newest02.html> を参照。

*2 我が国の少子高齢化の人口構造の変化とその人口学的要因についてより詳しくは、本特集の高橋重郷「少子高齢化の背景と将来見通し」を参照。

また、橋木(1999)の指摘以降、我が国の所得格差が1990年代に拡大したかどうかという問題が多くの研究者によって検証され¹⁾、1990年代の格差拡大傾向が認められるため(表2 当初所得のジニ係数を参照)、社会保障による所得再分配効果(表2 社会保障による再分配効果を参照)を大きくしていく必要性が認識されるようになった。

経済成長・経済安定の観点から、1991年のバブル経済崩壊後の景気の低迷を打開するために減税と就業意欲の増大とを図る累進税率のフラット化と諸控除の拡大が段階的に実施された²⁾。その結果、表2が示すように、税による再分配効果が低下した。このような現実の中で、所得格差是正の必要性が認識され始めたことに対応して、2001年12月の高齢社会大綱では、社会保障の給付と負担の関係において、このような世代間の不公平が生じることを回避するとともに、所得格差の是正も図るために、今後の社会保障制度においては、世代間の公平性に配慮した給付と負担の均衡を図ることと、負担能力のある者には能力に応じて公平に負担を求めるという指針が示された。

表2 所得格差の現状と社会保障による再分配効果(ジニ係数)

3. 世代間の公平性から見た少子高齢化が社会保障財政に及ぼす影響

3.1 世代間の公平性を図る方法：世代会計の応用

少子高齢化の進展により年金受給者が増加するのに対して、保険料を払う現役世代の数が減少することにより、将来世代の方が生涯で見た保険料拠出に対する年金給付の比率が低下することは、年金財政における世代間の不公平として認識されるようになり、2004年の年金改革では、保険料固定方式が導入された。社会保障財政の課題には、こうした負担と給付の生まれ年別に見た格差の是正に加えて、過去の低い保険料支払いで年金受給権を得てすでに年金を受給している人々の年金純債務をどのように解消していくかという問題がある。また、一人当たり国民医療費を見ると、現役世代に比べて高齢者の方が約5倍の医療費を使っていることと、医療保険においても年金保険と同様に、高齢者数の増加に伴い、老人保健制度に対する健康保険からの(現役世代からの)拠出金増加を受けて保険料率が上昇したため、若い世代ほど保険料負担に対する自らが受ける医療保険給付の割合は低下する傾向がある。

したがって、社会保障制度の各制度の給付等負担ごとに、世代間の公平性が満たされているかどうかを検証することは、重要な課題である。このような問題に答えるために1990年代以降、国際的に用いられている手法が世代会計である。これは、保険料負担の賦課対象となる賃金の現役期間のプロファイルを世代別(生まれ年別、コーホート別)に推計し、将来世代については賃金上昇率を仮定して、生まれ年別の保険料負担を推計するとともに、年金給付は物価スライドや賃金スライドなどスライド方式に応じて、医療給付は物価上昇率や罹患率の動向に応じて変化すると想定することにより、生まれ年別の給付と負担の関係が過去から将来にわたり推計する手法である。昨年度、平成13年『国民生活基礎調査』が公表され、ここに含まれる年齢階級別要介護度の分布を用いて、介護費用をコーホート別に推計し直すことが可能となった。そこで、この節では、年金保険・医療保険・介護保険それぞれの負担と給付をコーホート別に跡づけて負担に対する給付を比較する世代会計による推計を用いて³⁾、世代間の公平性から見た少子高齢化が社会保障財政に及ぼす影響について考察する。

3.2 推計方法

社会保障給付と、社会保障負担及び所得税・消費税との関係から、勤労者家計の生涯負担・生涯給付(1934年生まれ～2010年生まれ)並びにその比率を示す世代会計を推計する。推計方法の概要は次の通りである(詳しくは補論を参照)。

『人口統計資料集』『2002年1月将来推計人口』から男女別・年齢階級別人口を得て、

*1 橋木(1999)以降の所得格差の実証分析に関する展望は、宮島・連合総合開発研究所(2002)、樋口美雄・財務総合研究所(2003)、金子(2003)、橋木(2004)、大竹(2004)などを参照。

*2 累進税率のフラット化が人々の就業意欲を高め、経済が豊かになることを通じて高い税率で低い所得の場合よりも人々の経済厚生を高めることを示したのが、1980年代以降に展開した労働供給が賃金率に対して弾力的であることを認めた下での最適課税論のモデル分析である。

*3 本章で引用・活用する年金・医療・介護の世代会計の推計結果は、平成15年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)『社会保障負担のあり方に関する研究』における分担研究(金子能宏・山本克也)「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」に基づくものである。推計結果を引用・活用することを許可して下さった共同研究者である山本克也室長に記してお礼申し上げたい。推計のためのデータの作成手順や推計方法については、上記の報告書を参照されたい。

これに『賃金センサス』年齢階級別現金給与と過去の保険料率の推移から、コーホート別の社会保険料負担を求めた。これに『家計調査』年齢階級別勤労者世帯の費目別消費額と社会保険・税等の負担からコーホート別の消費税額と所得税額等を推計した。コーホート別国税収入の内、『社会保障統計年報』を基に社会保障給付費の国庫負担となる割合を求め、その割合の分だけ消費税、所得税の社会保障負担部分として、コーホート別の社会保険料に加えて、コーホート別の社会保障負担を推計した。年金給付については、社会保険庁『事業年報』より1人当たり給付額を、医療給付については1人当たり国民医療費を、介護給付については『介護世帯調査』要介護度別1人当たり給付額を、それぞれ初期値として将来の各給付の将来推計を行った。将来推計における経済的要素は、厚生労働省『年金改革の骨格と方向性』の要素と同じ値を採用した。このように得られたコーホート別の社会保障負担と1人当たり給付費からコーホート別の負担¹⁾に対する給付の比率を推計すると共に、社会保険財政収支の推計を行った²⁾。

3. 4 推計結果

要約表の左側に掲げられた生まれ年別(1934年生まれから5歳おき)の項目別に見た負担と給付の推計結果を、場合分けしたケースごとに比較可能な形にとりまとめたものが、要約表である。要約表における数値の単位は、円、月額ベースである。

図3 年金・医療・介護の給付と負担に関する世代会計の推計
(保険料固定方式：雇用者の場合、1934年生まれ)

図3-1 給付
図3-2 負担

表3 世代会計の要約表(コーホート別：雇用者の場合)

平成13年「国民生活基礎調査」で公表された年齢別要介護度の分布を前提に将来推計すると、医療と介護の代替が働いて医療費が低下し介護費用の増加を補う時期があるものの、長期的には要介護度が高くなる割合の高い後期高齢者の増加が、介護費用を増加させるため、その費用を賄いつつ社会保険財政を維持するための負担が上からざるを得ない側面があるため、年金改革によって将来の保険料率の引き上げが緩やかになったとしても、年金・医療・介護を合わせた負担に対する給付の比率は、将来世代ほど低下する傾向がある。年金給付が消費税率にスライドする場合とそうでない場合を推計したが、そうでない場合の方が、年金給付が年金・医療・介護給付に占める割合の伸びが小さいものの、介護費用の伸びを相殺するほど給付費全体を抑制するほどの効果は持ち得ない結果となっている。ただし、いずれの場合にも、国庫負担の税負担を含めた負担をとっても、なおこの比率は1を上回る水準にあり、今回の年金改革を実施しつつ、1人当たり国民医療費のトレンドが過去と同様に推移するように医療政策が実施される限り、社会保険加入のインセンティブは与え続けることができるという推計結果が得られた。

年金・医療・介護の役割を、社会保障財政の機能の面で見ると、所得再分配政策とセーフティネットの役割が主なものであることは確かである。しかし、これらの制度が国民に支持されるためには、これに加入しても損にはならないむしろ得をするという動機付け(加入する誘因あるいはインセンティブ)が必要である。国民年金の未加入・未納率の増加が指摘されて、社会保障制度に対する信頼が薄らいでいるという指摘がある。このような指摘や国民の不安に対して、児童手当や育児休業給付など子育て支援に関わる所得移転を含んでいないとはいえ、雇用者についていくつかの仮定の下に推計した世代会計が、2004年年金改革で導入された保険料固定方式のもとでは、年金・医療・介護の給付が、どの世代も負担よりも大きくなることを示していることは、社会保障財政に対する国民の理解を深める一つの重要なエビデンスであると考えられる。

*1 なお、コーホート効果についてはコーホート別に所得消費曲線を推定すれば給付の変化による消費の変化ひいては消費税税収の変化が追えるが、今回の推計ではこのようなコーホート効果は捨象している。マクロ経済効果については、世代会計アプローチのため捨象している。そのため、厚生年金の国庫負担水準の置き方により変わる消費税率の増減は、直接に所得税・法人税の税率に影響する点に留意する必要がある。

*2 この節に示した推計では、補論に示したデータに基づく推計のため、自営業世帯を含んでいない。自営業世帯を含む拡張は今後の課題としたい。

*3 負担と給付それぞれの項目の値は月額ベース(それぞれの項目について負担の割引価値と給付の割引価値を年金受給開始時点における1ヶ月当たりで表示したもの)。

4. 社会保障財政における税財源の選択—先進諸国の動向と我が国の課題—

少子高齢化の進展が進むヨーロッパ先進諸国は、我が国と同様に社会保障給付費が増加する傾向にある。この給付を賄うために、これらの国々が税財源と社会保険料等の社会拠出とをどのように組み合わせているのか、また税財源の中で消費税が占める位置とその税率はどのような水準になっているのかを知ることは、我が国の社会保障財政の方向を探る上で有益である。高福祉高負担と呼ばれているこれに対して、高齢化率の上昇が我が国や勝又(2004)は、社会保険料負担等の社会拠出と税財源の動向を、『社会保護支出統計』(以下 ESSPROS と表記) 2003 エディションのデータを基礎として、欧州統計局の統計の焦点(Statistics in Focus)を参照しながら検証している。勝又(2004)によれば、2000年 EU15 各国平均では社会拠出が 60.7%、一般政府の税が 35.8%であり、社会拠出の割合が高い国々^{*1}(ベルギー・スペイン・フランス・オランダ・ドイツ)と、税財源の割合の高い国々^{*2}(デンマーク・アイルランド・ノルウェー、イギリス・ルクセンブルク・スウェーデン)に分けることができる。

社会保障給付費が GDP に占める割合で見ると、社会拠出の割合が高い国々の方が税財源の割合が高い国々よりもその割合が低くなっている。また、表 4 から、税財源の割合が高い国々の方が、ジニ係数で見た所得格差が社会拠出の割合が高い国々よりも小さい傾向が見られる。さらに、税財源の割合の高い国々の消費税(付加価値税)率を、各国の消費税率と比較すると(図 4)、比較的消費税率が高いグループに属するものの、ゼロ税率などの配慮があることがわかる。したがって、福祉国家の典型としてあげられる北欧諸国は、逆進的といわれる消費税に再分配的な配慮を施して賦課することにより、多くの税収を確保して、これを社会保障給付を通じて再分配していることがわかる。これに対して、アメリカや日本は、消費課税による税収が少ない分だけ社会保障給付の財源に制約があるため、給付を通じた再分配がしにくくなっている。その結果、日本の再分配所得のジニ係数は、アメリカほどではないものの、北欧諸国より高い水準にある(図 5)。

図 4 消費税率(付加価値税率)の国際比較

図 5 所得再分配後の所得格差の国際比較

福祉国家と呼ばれる国々において、逆進的といわれる消費課税が、再分配的配慮をしつつ活用され、多くの税収を上げて、これを社会保障給付を通じて再分配していることは、我が国の社会保障財政の財源選択の方向性を探る上で、重要な示唆を与える。

現在、社会保障財政における税財源の選択において重要な課題は基礎年金の国庫負担分の財源としてどこまで消費税を活用するかという問題が、現在、社会保障財政の重要な課題となっている。国民年金と基礎年金の給付の 1/2 を国庫負担にすることは決まったのに対して、その財源選択についてはまだ結論が出ていない。基礎年金が今後もその役割を果たしていくためには、その財源の安定が不可欠である。ここでは、この問題を、経済成長に及ぼす影響のみならず世代間の公平性と世代内の公平性を視点に検証することのできる、2部門4所得階層からなる2部門一般均衡動学モデルを用いた分析を紹介したい。ここで二つの生産部門とは、サラリーマンを雇用し資本と組み合わせて生産する企業部門と自営業者や小規模な事業所で非正規就業者として働く人々等の国民年金対象者からなる生産部門であり、四つの所得階層とは「国民生活基礎調査」にある所得4分位の所得格差に基づく所得階層である。このようなモデルを用いて、2004年の年金改革で保険料固定方式とこれに伴う所得代替率の推移が示されたので、このような所得代替率の推移を与件として与えて、保険料収入で基礎年金の 1/2 を上回る部分の年金給付を賄い、基礎年金給付2分の1の国庫負担については、消費税、賃金所得に対する保険料、利子所得と賃金所得に対する総合課税各々について選択した場合を取り上げ比較した。

推計結果をまとめると次の通りである。基礎年金給付の国庫負担については現行の税制により賄うとした上で、それ以外の年金給付を消費税によって賄う場合は、高齢化に伴う国民経済の貯蓄率の低下の程度を緩和して、人々の生涯消費を増加させるのに対して、賃金所得に対する負担によって賄う場合(社会保険料による負担もモデルの上ではこれに含まれる)、引退後に備えて貯蓄する時期(勤労期間)の可処分所得の低下が大きくなるので、国民経済の貯蓄率の低下が大きくなり、それだけ生涯所得が小さくなる傾向が見られる。これは、所得階層別とはなっていない従来の分析結果と整合的である。これに対して、所得階層間の生涯消費の格差の大きさは、国庫負担 1/2 を全て消費税で賄う場合の方が、

*1 これらの国々は 65%以上を社会拠出としている。

*2 デンマーク・アイルランド・ノルウェーでは社会保障の財源の 58%が税財源。

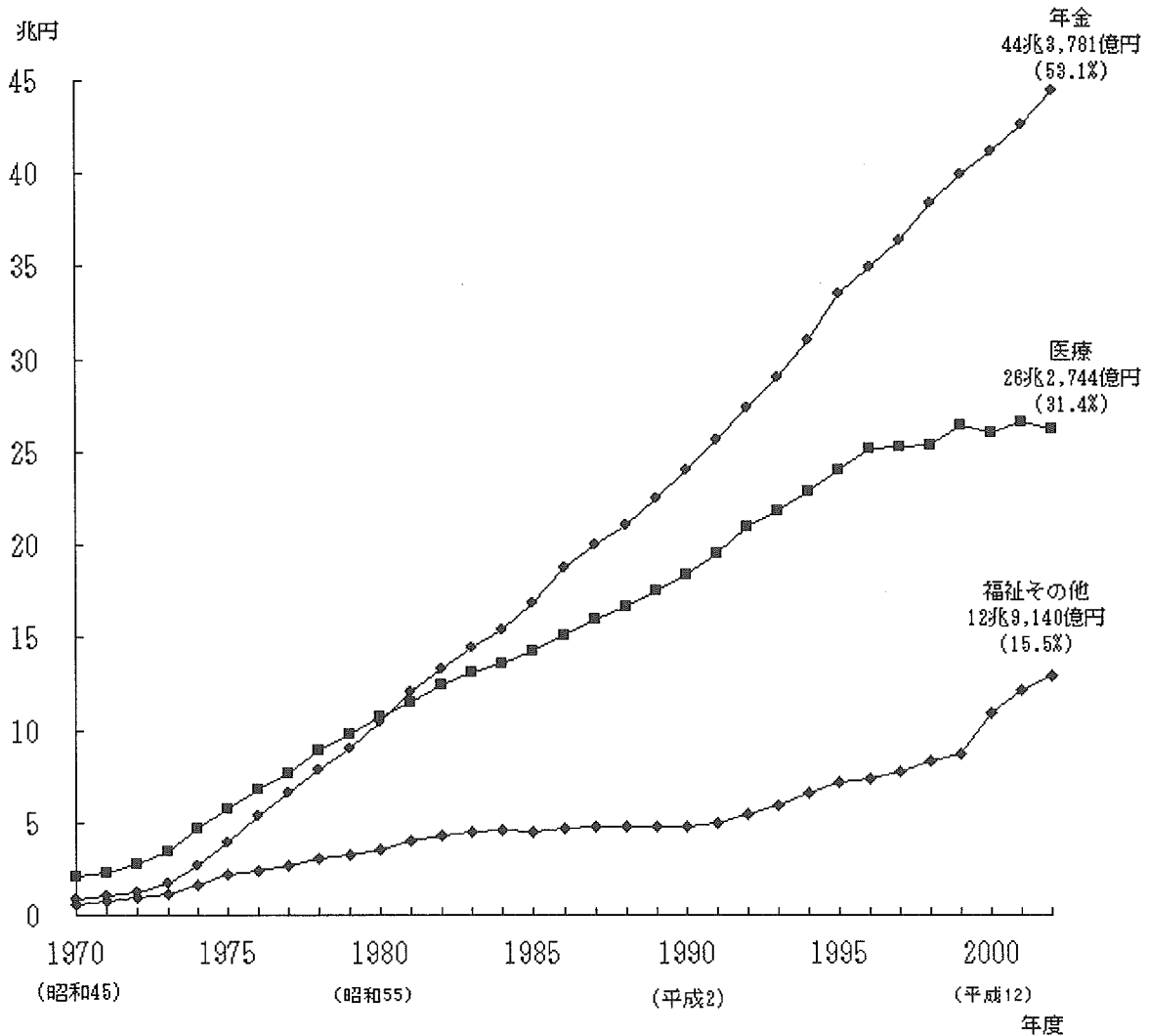
他の財源選択の場合よりも大きい傾向が示された。これに対して、従来の国庫負担 1/3 から 1/2 に引き上げた部分を消費税の追加的な引き上げで賄う場合には、生涯消費の格差は国庫負担 1/2 を全額消費税で賄うほどには大きくなり、かつ貯蓄率の低下を緩和して経済成長に寄与する面があることがわかった。

日本経済の先行きが不透明な中で、図 2 のように少子高齢化によって社会保障給付の増加が見込まれる中、社会保障財政を安定化させていくためには、国民が財源選択を避けて通ることはできない状況にきている。世代間の公平性の観点から保険料固定方式が採用された年金改革と、就業意欲の維持や国際競争の下での企業負担に配慮すると社会保険料や所得課税には自ずと限界があることがわかる。そこで、資産課税か消費課税かという選択に直面するが、福祉国家の経験は、再分配的な配慮をして消費課税を活用して社会保障財政を安定化させ、ここから多様な人々のニーズに対応する再分配を給付と所得移転で実現するというものであった。少子高齢化の程度も人口規模も異なるため、日本人が福祉国家の典型と思う類型に日本が向かうことはないかもしれない。しかし、EU、アメリカ、アジア諸国とのグローバル化の中で少子高齢化が進むという厳しい状況を乗り切るために、福祉国家の経験から学ぶことは社会保障財政の面でも少なくないのではなかろうか。

参考文献

- 石弘光『税制ウォッチングー「公平・中立・簡素」を求めて』中公新書
石弘光(2004)『税の負担はどうなるか』中公新書
井堀利宏(2003)『租税の経済理論』(岩波書店)
大竹文雄(2004)「所得格差と再分配政策」『現代経済学の潮流 2004』東洋経済新報社
権丈喜一(2004)『年金改革と積極的社会保障政策』慶応義塾大学出版会
神野直彦(2002)『財政学』有斐閣
勝又幸子(2003)「社会保障給付費と社会保障負担に関する国際比較研究」
平成 15 年度厚生労働科学研究費(政策科学推進研究事業)『社会保障負担
のあり方に関する研究』総括研究報告書,Ⅲ-7 章
加藤久和(2003)『財政学講義ー政府部門の経済分析』文真堂
金子能宏・石川達也・中田大悟(2004)「非正規就業者増大のもとでの厚生年金適用
拡大と国民年金の経済的効果」『季刊社会保障研究』第 40 巻第 2 号
金子能宏・山本克也「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」
『社会保障負担のあり方に関する研究』総括研究報告書,Ⅲ-3 章
田近栄治・油井雄二(2004)「介護保険：4 年間の経験で何がわかったか」『ファイナンシ
ャルレビュー』財務総合政策研究所、平成 16 年 12 月号(通巻 72 号)
田近栄治、菊池潤(2003)「介護保険財政の展開ー居宅給付費増大の要因ー」『季刊社会保
障研究』第 39 巻 2 号
田近栄治・金子能宏・林文子(1996)『年金の経済分析』東洋経済新報社
高山憲之(2004)『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社
橘木俊詔(1998)『日本の経済格差』岩波新書
橘木俊詔(2004)『封印される不平等』東洋経済新報社
樋口美雄・財務総合政策研究所『日本の所得格差と社会階層』日本評論社
宮島洋・連合総合生活開発研究所(2002)『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社
八代尚弘(2003)『社会保障改革の経済学』東洋経済新報社

図1 社会保障給付費の部門別推移



出所 国立社会保障・人口問題研究所「平成14年度 社会保障給付費」

表1 社会保障給付費と社会保障負担の国民所得に占める割合

	日本 (1998年度)	アメリカ (1998年)	イギリス (1998年)	ドイツ (1998年)	フランス (1998年)	スウェーデン (1998年)
OECD基準による社会支出の国民所得に占める割合①	15.9	20.9	17.2	27.7	25.5	31.7
社会保障負担の国民所得に占める割合①②	15.2	9.8	9.8	25.3	25	22.1
(参考) 租税負担率②	20.9	26.2	41.4	31.2	39.8	54.4
(参考) 国民負担率③	36.1	36	51.2	56.6	64.8	76.5
(参考) 潜在的国民負担率	47.1	37.1	51.2	56.5	66.6	76.5

出所 社会支出は平成13年度「社会保障給付費」参考資料(国立社会保障・人口問題研究所)。社会保障負担と国民負担率は、「平成14年版 厚生労働白書」図1-1-4より作成。

図2 社会保障の負担と給付の対国民所得比の推移

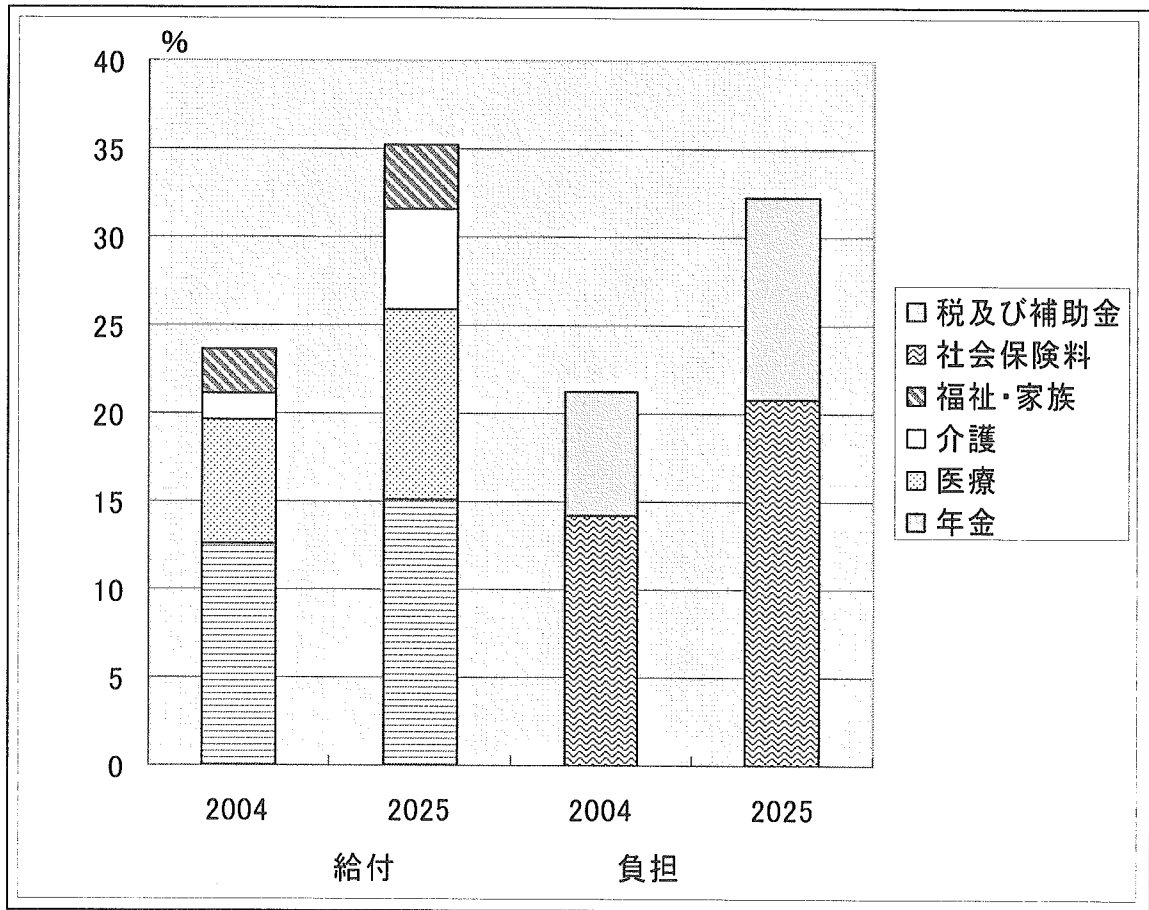


表2 所得格差の現状と社会保障による再分配効果(ジニ係数)

	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+現物給付+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[\frac{A-B}{A} \right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[\frac{A-C}{A} \right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[\frac{A-D}{A} \right]$
			%		%		%
平成 2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注:平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。

出所「平成14年 所得再分配調査」(厚生労働省)

表3 世代会計の要約表:生涯における年金・医療・介護の給付に対する保険料・税負担の比率
(コーホート別:雇用者の場合)

保険料固定方式 国庫負担1/2 年金給付消費税スライド有り								
(コーホート:生まれ年)	1934(年)	1944	1954	1964	1974	1984	1994	2004
(2004年での年齢)	70(歳)	60	50	40	30	20	10	0
年金・医療・介護の給付／社会保険料・税負担(自己負担込)	3.144	2.774	2.508	2.250	1.872	1.693	1.570	1.485
年金・医療・介護の給付／社会保険料・税負担(自己負担を	3.993	3.521	3.170	2.812	2.300	2.055	1.893	1.787

出所 金子能宏・山本克也(2004)「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」
平成15年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障負担のあり方に関する研究」報告書
注1) 保険料・税負担のうち、給付との比率を測る税負担は、個人が払う税額に「社会保障統計年鑑」から算出した給付の税財源比率をかけた値であり、税額よりも小さい値である。
注2) 年金・医療・介護の給付に対する保険料・税負担の比率は、それぞれのコーホートの年金給付の支給開始時点で評価した年金・医療・介護各々の給付合計の割引現在価値の、生涯の保険料と税負担の現在価値に対する比率である。

図3 年金・医療・介護の給付と負担に関する世代会計の推計
(保険料固定方式:雇用者の場合、1934年生まれ)

図3-1 年齢(横軸)ごとの年金・医療・介護給付の構成(縦軸)とその推移

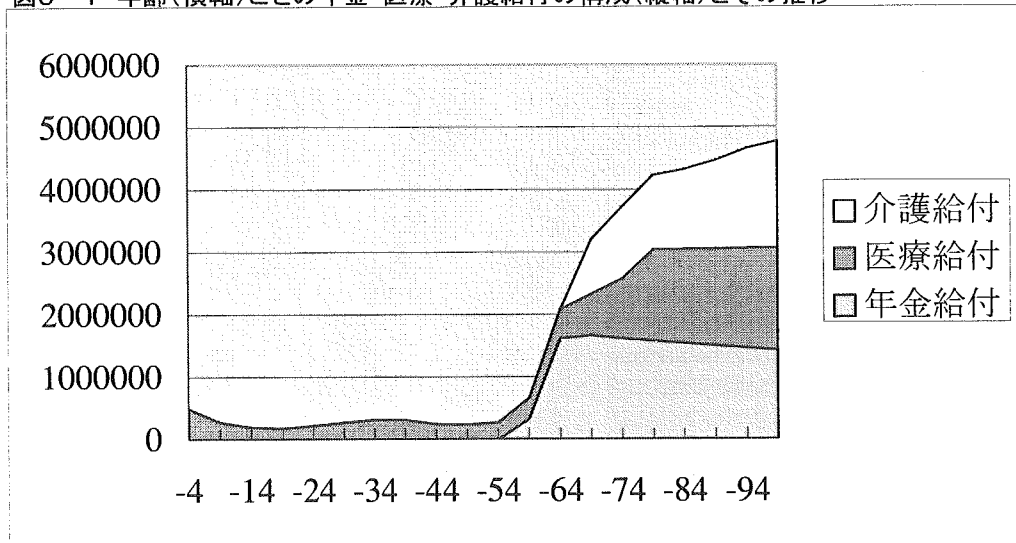
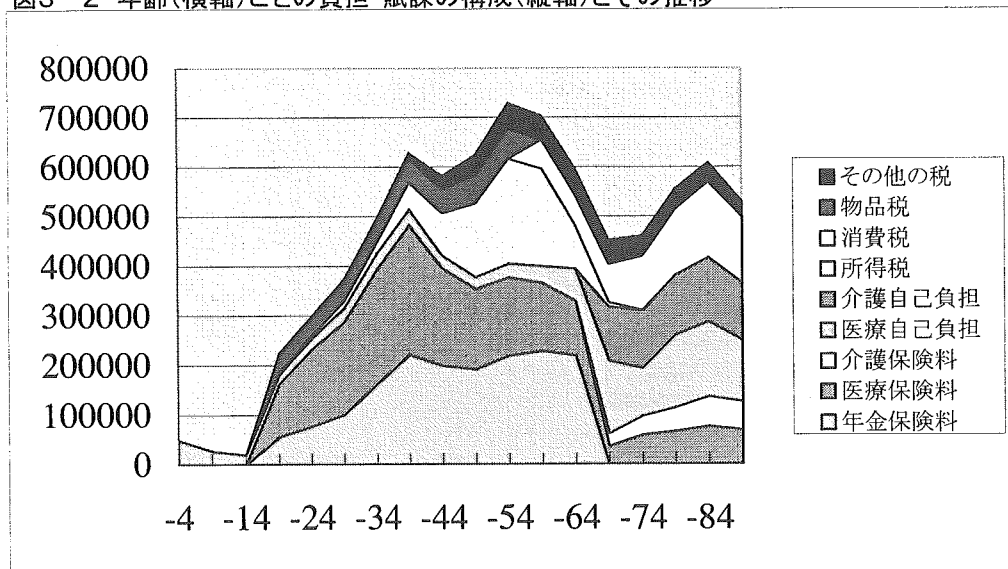
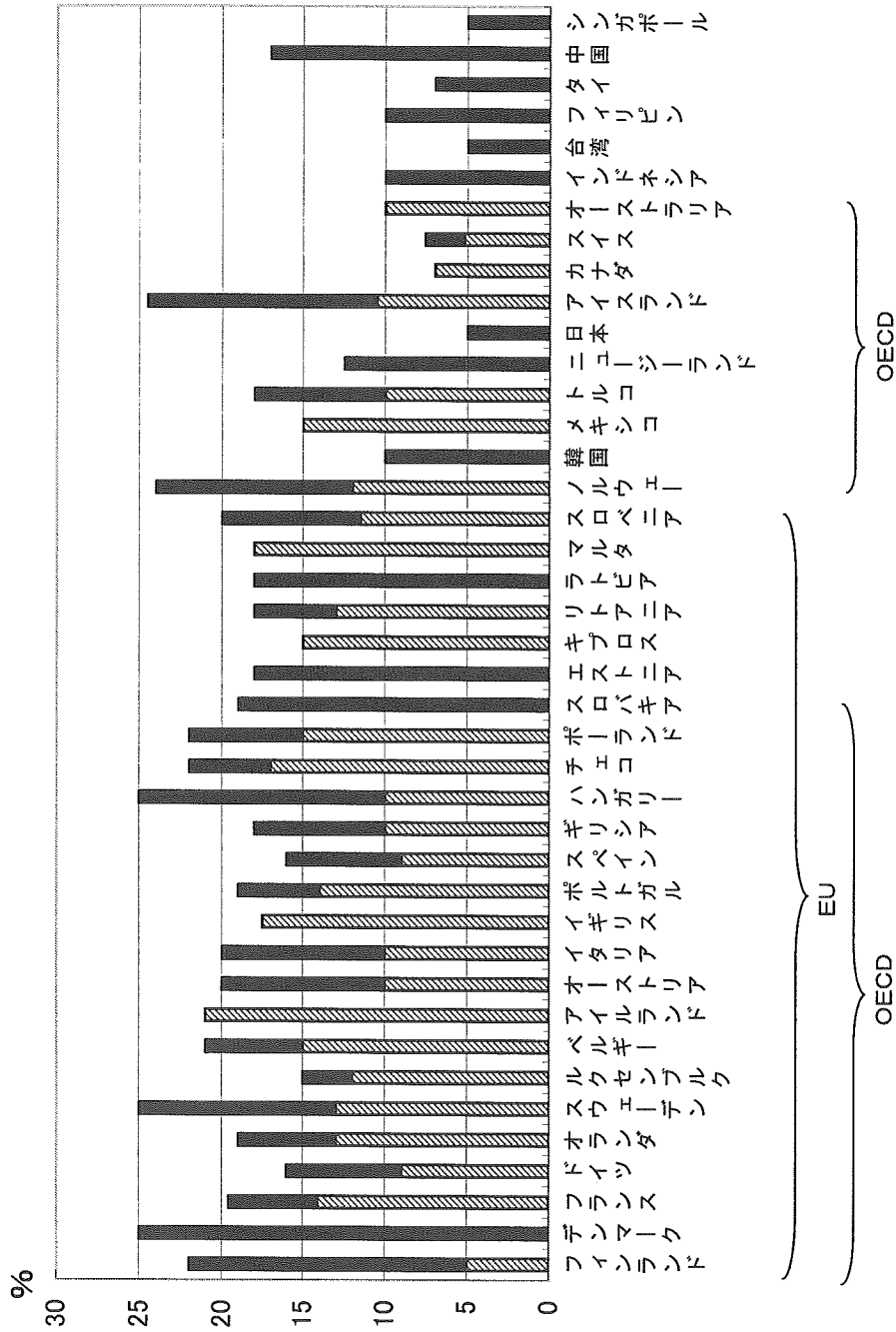


図3-2 年齢(横軸)ごとの負担・賦課の構成(縦軸)とその推移



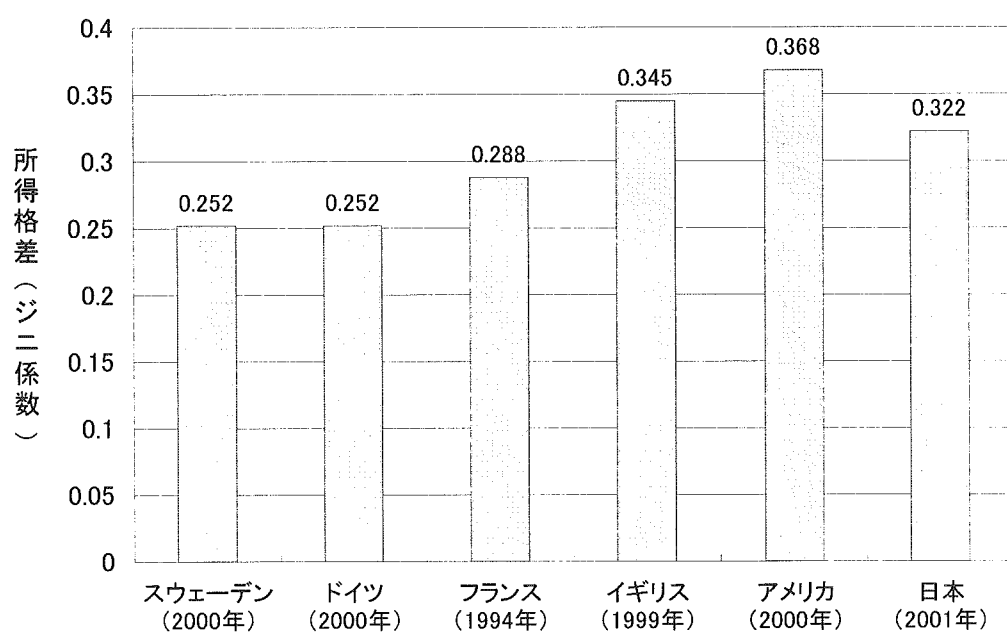
出所 金子能宏・山本克也(2004)「世代会計を応用した年金・医療・介護の給付と負担の推計」
平成15年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障負担のあり方に関する研究」

図4 消費税率(付加価値税率)の国際比較 (2004年1月現在)



(備考) 1. 上記中、網掛けした部分が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。
 2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。
 3. EU加盟国は、2004年5月の新規加盟10カ国を含めたもの(ただし、税率は2004年1月現在)。

図5 所得再分配後の所得格差の国際比較



（出典）日本以外についてはLuxemburg Income Study
日本については平成14年所得再分配調査報告

（注）日本は、等価再分配所得のジニ係数、日本以外については、等価可処分所得のジニ係数を示している

「所得再分配調査」の
再集計スクリプトの作成

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部第4室長

山本 克也

厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業
我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究
平成 16 年度報告書

「所得再分配調査」の再集計スクリプトの作成

山本 克也（国立社会保障・人口問題研究所）

はじめに

本研究の目的は、「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性を探ることである。「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和 62 年、平成 2、5、8、11、14 年の 6 期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要である。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に 2、2、2、2、2、1 となっている場合、これは 2 として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

研究方法

データセットの時間的な整合性を確認するため、個票データをメモリーに取り込むのではなく、ハードディスク上でストリーミング処理を行う awk を利用してスクリプトを作成した。時系列でデータを使用するので、たとえば世帯属性を表すコードなどに変更がある。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に 2、2、2、2、2、1 となっている場合、これは 2 として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

再集計のフォーマットは、小島克久氏の作成した、

1. 男女、年齢階級別などに見た所得分布と平均所得等金額

表番号	集計項目	表側		表頭	表肩(表別)
		表側1	表側2		
A	1 世帯員数	男女	年齢階級	一人当たり所得階層	-
	2 世帯員数	男女	年齢階級	個人所得階層	
	3 平均所得等金額	男女	年齢階級	一人当たり所得階層	
	4 平均所得等金額	男女	年齢階級	個人所得階層	
	5 世帯員数	男女	年齢階級	一人当たり所得十分位	
	6 世帯員数	男女	年齢階級	個人所得十分位	
	7 平均所得等金額	男女	年齢階級	一人当たり所得十分位	
	8 平均所得等金額	男女	年齢階級	個人所得十分位	

という形式を用いている。ほかにも

2. 男女、年齢階級別などに見た貧困の状況

表番号	集計項目	表側		表頭	表肩(表別)
		表側1	表側2		
A	1 世帯員数	男女	年齢階級	貧困線を上回るか否か	-
	2 平均所得等金額	男女	年齢階級	貧困線を上回るか否か	
	3 所得格差指標など	男女	年齢階級	貧困線を上回るか否か	

や、

1 「所得再分配調査」の使用に関しては厚生労働省政策評価官の西岡補佐のご協力を得た。再集計フォーマットの作成は、小島克久室長（国立社会保障・人口問題研究所）にご尽力をいただいた。また、awk スクリプトの作成に関しては青山一基氏（慶應義塾大学大学院理工学研究科修士課程）のお世話になった。記して感謝申し上げる。

3.世帯単位で見た所得分布と平均所得等金額

表番号	集計項目	表側※		表頭	表肩(表別)
		表側1	表側2		
A	1 世帯数	男女	年齢階級	1世帯当たり所得階層	-
	2 平均所得等金額	男女	年齢階級	1世帯当たり所得階層	
	3 世帯員数	男女	年齢階級	1世帯当たり所得十分位	
	4 平均所得等金額	男女	年齢階級	1世帯当たり所得十分位	

といったものがある。

実際には、表肩にはたくさんの種類があるため、以下のようにしてファイルの管理をしている。ファイルはすべて CSV 形式で保存されているため、表計算ソフトで直ちに読み込めるようになっている。

ファイルの説明

『64～14』のフォルダに収納して年度をあらわす。ファイル名のルールは、ファイル名を b_c_dd_ee_f.csv とすれば、

- b:年齢階級 (1、3、5 歳階級)
- c:所得項目 (1:市場所得、2:総所得、3:可処分所得、4:再配分所得)
- dd:変量 (表 (1) 項目説明.xls 参照)
- e:因子 (表 (1) 項目説明.xls 参照)
- f:ファイル種類

- 1:世帯員数・一人あたり所得階層
- 2:世帯員数・個人所得階層
- 3:平均所得・一人あたり所得階層
- 4:平均所得・個人所得階層
- 5:世帯員数・一人あたり所得十分位
- 6:世帯員数・個人所得十分位
- 7:平均所得・一人あたり所得十分位
- 8:平均所得・個人所得十分位
- 9:世帯員数・世帯所得階層
- 10:平均所得・世帯所得階層
- 11:世帯員数・世帯所得十分位
- 12:平均所得・世帯所得十分位

である。

 貧困線を越えるかどうかに関してはフォルダ名『hinkon』
 にファイル名で b_c_dd_ee_f_g.csv

- b:年齢階級 (1、3、5 歳階級)
- c:所得項目 (1:市場所得、2:総所得、3:可処分所得、4:再配分所得)
- dd:変量 (表 (1) 項目説明.xls 参照)
- e:因子 (表 (1) 項目説明.xls 参照)

f:貧困線レベル

- 1:所得の中央値の 60%
- 2:所得の中央値の 50%
- 3:所得の中央値の 40%

4:所得の中央値の 30%

g:ファイル種類

- 1:世帯員数・個人所得
- 2:平均所得・個人所得
- 3:世帯員数・世帯所得
- 4:平均所得・世帯所得
- 5:世帯員数・一人あたり所得
- 6:平均所得・一人あたり所得

#####

ジニ係数についてはフォルダ名『gini2』にファイル名 b_c_d_e_f_g_csv

b:年齢階層

- 1:0～14 歳
- 2:15～29 歳
- 3:30～64 歳
- 4:65～

c:所得 1 (1:市場所得、2:総所得、3:可処分所得、4:再配分所得)

d:所得 2 (1:個人所得、2:世帯所得、3:一人あたり所得)

e:貧困線レベル

- 1:所得の中央値の 60%
- 2:所得の中央値の 50%
- 3:所得の中央値の 40%
- 4:所得の中央値の 30%

f:貧困線の元になる所得 (1:個人所得、2:世帯所得、3:一人あたり所得)

g: (1: 貧困線を越える、0: 貧困線を越えない)

で格納されている。

スクリプト例

以下には、スクリプトの例を示す。

『世帯員数・世帯数・所得項目』、男女・年齢階級・所得項目階層別

```
BEGIN{FS=OFS=","}
```

```
{
```

```
  if($38==1){
```

```
    tiiki = $4 #都道府県
```

```
    shotoku = $103 # 総所得
```

```
    sn = $16 # 世帯人数
```

```
    ss1_1 = $99
```

```
    ss1_2 = $100
```

```
    ss1_3 = $101
```

```
    ss1_4 = $102
```

```
    ss2_1 = $103
```

ss2_2 = \$104
ss2_3 = \$105
ss2_4 = \$106

ss3_1 = \$107
ss3_2 = \$108
ss3_3 = \$109
ss3_4 = \$110

#####

if(tiiki==1){
setai_suu1++
setai_ninzu1+=sn

setai_shotoku1_1_1+=ss1_1
setai_shotoku1_1_2+=ss1_2
setai_shotoku1_1_3+=ss1_3
setai_shotoku1_1_4+=ss1_4

setai_shotoku1_2_1+=ss2_1
setai_shotoku1_2_2+=ss2_2
setai_shotoku1_2_3+=ss2_3
setai_shotoku1_2_4+=ss2_4

setai_shotoku1_3_1+=ss3_1
setai_shotoku1_3_2+=ss3_2
setai_shotoku1_3_3+=ss3_3
setai_shotoku1_3_4+=ss3_4
}

else if(tiiki<=7){
setai_suu2++
setai_ninzu2+=sn

setai_shotoku2_1_1+=ss1_1
setai_shotoku2_1_2+=ss1_2
setai_shotoku2_1_3+=ss1_3
setai_shotoku2_1_4+=ss1_4

setai_shotoku2_2_1+=ss2_1
setai_shotoku2_2_2+=ss2_2
setai_shotoku2_2_3+=ss2_3
setai_shotoku2_2_4+=ss2_4

setai_shotoku2_3_1+=ss3_1
setai_shotoku2_3_2+=ss3_2
setai_shotoku2_3_3+=ss3_3

```
setai_shotoku2_3_4+=ss3_4
}
else if(tiiki<=14){
setai_suu3++
setai_ninzu3+=sn
```

```
setai_shotoku3_1_1+=ss1_1
setai_shotoku3_1_2+=ss1_2
setai_shotoku3_1_3+=ss1_3
setai_shotoku3_1_4+=ss1_4
```

```
setai_shotoku3_2_1+=ss2_1
setai_shotoku3_2_2+=ss2_2
setai_shotoku3_2_3+=ss2_3
setai_shotoku3_2_4+=ss2_4
```

```
setai_shotoku3_3_1+=ss3_1
setai_shotoku3_3_2+=ss3_2
setai_shotoku3_3_3+=ss3_3
setai_shotoku3_3_4+=ss3_4
}
```

```
else if(tiiki<=23){
setai_suu4++
setai_ninzu4+=sn
```

```
setai_shotoku4_1_1+=ss1_1
setai_shotoku4_1_2+=ss1_2
setai_shotoku4_1_3+=ss1_3
setai_shotoku4_1_4+=ss1_4
```

```
setai_shotoku4_2_1+=ss2_1
setai_shotoku4_2_2+=ss2_2
setai_shotoku4_2_3+=ss2_3
setai_shotoku4_2_4+=ss2_4
```

```
setai_shotoku4_3_1+=ss3_1
setai_shotoku4_3_2+=ss3_2
setai_shotoku4_3_3+=ss3_3
setai_shotoku4_3_4+=ss3_4
}
```

```
else if(tiiki<=30){
setai_suu4++
setai_ninzu4+=sn
```

```
setai_shotoku4_1_1+=ss1_1
setai_shotoku4_1_2+=ss1_2
setai_shotoku4_1_3+=ss1_3
```

```

setai_shotoku4_1_4+=ss1_4

setai_shotoku4_2_1+=ss2_1
setai_shotoku4_2_2+=ss2_2
setai_shotoku4_2_3+=ss2_3
setai_shotoku4_2_4+=ss2_4

setai_shotoku4_3_1+=ss3_1
setai_shotoku4_3_2+=ss3_2
setai_shotoku4_3_3+=ss3_3
setai_shotoku4_3_4+=ss3_4
}
}

}
END{
    print "県番号,世帯員数,市場所得,総所得,可処分所得,再配分所得"
    for(i=1;i<=47;i++){
        if(!(setai_suu1_1[i]>0)){setai_suu1_1[i]=1}
        if(!(setai_suu1_2[i]>0)){setai_suu1_2[i]=1}
        if(!(setai_suu1_3[i]>0)){setai_suu1_3[i]=1}
        if(!(setai_suu1_4[i]>0)){setai_suu1_4[i]=1}

        print
setai_ninzu[i],setai_shotoku1_1/setai_suu1_1[i],setai_shotoku1_2/setai_suu1_2[i],setai_
shotoku1_3/setai_suu1_3[i],setai_shotoku1_4/setai_suu1_4[i]
    }
    print "県番号,世帯員数,市場所得,総所得,可処分所得,再配分所得"
    for(i=1;i<=47;i++){
        if(!(setai_suu2_1[i]>0)){setai_suu2_1[i]=1}
        if(!(setai_suu2_2[i]>0)){setai_suu2_2[i]=1}
        if(!(setai_suu2_3[i]>0)){setai_suu2_3[i]=1}
        if(!(setai_suu2_4[i]>0)){setai_suu2_4[i]=1}

        print
setai_ninzu[i],setai_shotoku2_1/setai_suu2_1[i],setai_shotoku2_2/setai_suu2_2[i],setai_
shotoku2_3/setai_suu2_3[i],setai_shotoku2_4/setai_suu2_4[i]
    }
    print "県番号,世帯員数,市場所得,総所得,可処分所得,再配分所得"
    for(i=1;i<=47;i++){
        if(!(setai_suu3_1[i]>0)){setai_suu3_1[i]=1}
        if(!(setai_suu3_2[i]>0)){setai_suu3_2[i]=1}
        if(!(setai_suu3_3[i]>0)){setai_suu3_3[i]=1}
        if(!(setai_suu3_4[i]>0)){setai_suu3_4[i]=1}

        print
setai_ninzu[i],setai_shotoku3_1/setai_suu3_1[i],setai_shotoku3_2/setai_suu3_2[i],setai_

```